

秋田市除排雪機械に関する資格取得助成事業

除排雪機械のオペレータ確保による道路除排雪業務等の円滑な執行を図ることを目的として「**除排雪機械に関する運転免許取得費用等**」の一部を助成します。

対象者	秋田市道路除排雪業務等契約希望登録名簿に登録されている、または登録を希望し、秋田市資格取得助成事業補助金（産業振興部企業立地雇用課）の交付決定通知を受けている事業所の正規雇用者や個人事業主を対象。 （※対象者の詳細については道路維持課ゆき対策担当へお問い合わせください。）
対象資格	大型特殊免許、車両系建設機械運転技能講習
補助率・額	大型特殊免許取得費（税抜）の1/4以内を助成（上限25,000円） 車両系建設機械運転技能講習費用（税抜）の1/4以内又は3/4以内を助成（上限10,000円又は30,000円）
申請者	事業所の代表者または個人事業主
要件	当該補助により免許取得等を行った事業所又は個人事業主は秋田市の除排雪業務を3年間請け負うこととする。
その他	産業振興部企業立地雇用課で実施している「資格取得助成事業」と併用するもので、企業立地雇用課で補助金を交付後、道路維持課で申請を受理し、その補助金に上乗せして交付を行うものです。

補助額の算定例（大型特殊免許取得費10万円（税抜）、運転技能講習費用4万円（税抜）を想定した場合）

【例1】同一年度に大型特殊免許取得と運転技能講習を受講した場合

（単位：円）

	大型特殊免許取得費 （費用：10万円（税抜））	運転技能講習費用 （費用：4万円（税抜））
①資格取得助成事業 （企業立地雇用課）	50,000 2分の1以内 上限5万円 千円未満端数切捨て	—
②除排雪機械に関する 資格取得助成事業 （道路維持課）	25,000 4分の1以内 上限2万5千円 千円未満端数切捨て	30,000 4分の3以内 上限3万円 千円未満端数切捨て
補助額 計(①+②)	75,000	30,000
自己負担額	25,000	10,000

※企業立地雇用課の補助金交付は同一年度に上限5万円

【例2】別年度に大型特殊免許と運転技能講習を受講した場合

（例：当該年度に大型特殊免許取得、翌年度に運転技能講習を受講）

（単位：円）

	大型特殊免許取得費 （費用：10万円（税抜））	運転技能講習会 （費用：4万円（税抜））
①資格取得助成事業 （企業立地雇用課）	50,000 2分の1以内 上限5万円 千円未満端数切捨て	20,000 2分の1以内 上限5万円 千円未満端数切捨て
②除排雪機械に関する 資格取得助成事業 （道路維持課）	25,000 4分の1以内 上限2万5千円 千円未満端数切捨て	10,000 4分の1以内 上限1万円 千円未満端数切捨て
補助額 計(①+②)	75,000	30,000
自己負担額	25,000	10,000

秋田市建設部道路維持課ゆき対策担当
電話 888-5751 E-mail: ro-csmt@city.akita.lg.jp